



2025年2月14日

各位

会社名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役会長CEO 廣田 康人
(コード番号: 7936 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員CAO 堀込 岳史
TEL. (050)1745-8509

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年2月14日開催の当社取締役会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年4月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 292,158株
(3) 処分価額	1株につき3,351円
(4) 処分総額	979,021,458円
(5) 処分予定先	当社の取締役(※) 2名 92,094株 当社の執行役員 14名 200,064株 ※監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2024年3月22日開催の当社第70回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株主の皆様との利益を共有し、会社の持続的な成長と企業価値の向上に対するインセンティブとする目的をより一層高めるため、対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績目標の達成度に応じた数の譲渡制限付株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、2020年3月27日開催の当社第66回定時株主総会において当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額としてご承認いただきました年額8億円以内（うち社外取締役分年額1億円以内）の範囲内とすること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は90万株を上限とすること及び業績連動型譲渡制限付株式の譲渡制限期間を業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員のいずれの地位からも退任又は退職するまでの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第71期事業年度（2024年1月1日から2024年12月31日）に係る業績連動型譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役2名及び当社の執行役員14名（以下、総称して「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計979,021,458円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式292,158株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2025年4月16日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員（以下、「対象職位」という。）のいずれの地位からも退任又は退職する（ただし、当該退任又は退職の日が2026年3月31日以前の日である場合には、2026年4月1日）までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、対象職位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任又は退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、対象職位のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に対象職位のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該退任又は退職の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年2月13日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である3,351円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上